

埼玉純真短期大学

学生の懲戒の対象行為及び手続の流れ等に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、埼玉純真短期大学学則（以下「学則」という。）第51条及び埼玉純真短期大学学生懲戒規程（以下「懲戒規程」という。）第8条に基づき、学生の懲戒の対象行為及び手続の流れ等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象行為)

第2条 懲戒は、別表1に定めるいずれかに該当する行為に対して行う。

(報告)

第3条 懲戒に相当すると認められる事案を認知した場合には、当該学生担任ないし学年主任を通して速やかに学生部長に報告しなければならない。

2 前項に係る報告を受けた学生部長は、当該事案の内容を詳細に把握したうえで、懲戒の必要があると認められた場合には、学科長を通じて直ちに学長に報告する。

(事実調査委員会)

第4条 学長は、事案の内容を考慮し、懲戒処分の内容を審議、決定すべきと判断した場合には、速やかに調査委員会を設置し、事実調査を行わなければならない。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学科長
- (2) 学生部長
- (3) 教務部長
- (4) 当該学年主任
- (5) 当該学生担任
- (6) その他学長が必要と認めた者

3 委員長は、学生部長が務める。

4 委員会は、委員長が召集する。

5 議長は、委員長とする。

6 調査委員会は、当該学生に対して、事実及び意見の聴取、並びに資料の提出を求めることができる。

7 調査委員会は、慎重且つ速やかに調査を行い、懲戒処分に係る審議結果報告書を教授会へ提出する。

(対象行為に対する懲戒の種類)

第5条 対象行為に対する懲戒の種類については、別表1の定めに準ずるものとする。

(懲戒処分の通知及び発効日)

第6条 学長は、懲戒規程に基づく処分を決定した場合、その旨速やかに当該学生及びそ

の保証人（保護者）等に対して通知しなければならない。ただし、社会人学生、留学生に対しては、当該学生への通知のみとする。

- 2 通知に関しては、学長の命を受け、学生部長がこれを行う。
- 3 学生部長は、第2項の規定に基づき、懲戒処分通知書を当該学生に直接交付するものとする。
- 4 当該学生が懲戒処分通知書の受取を拒否し、直接本人に交付できない場合、内容証明郵便等により確実な方法で送達することとし、配達が確認された時点で交付したものとみなすことができる。
- 5 保証人（保護者）への通知に関しては、文書の送付をもって通知する。
- 6 懲戒処分の発効日は、教授会が処分を議決した日とする。

（不服申立て）

- 第7条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発行の翌日から起算して14日以内にその証拠となる資料を添えて、文書により学長に不服申立てを行うことができる。
- 2 学長は、必要があると認めた場合は、事実調査委員会委員長に再審査を指示し、結果の報告を求めるものとする。
 - 3 学長は、審議結果を参酌して、当該懲戒処分に係る再審査の結果を決定する。
 - 4 学長は、再審査の結果（再審査の必要がないと認めた場合は、その旨）を、当該学生に文書により通知するものとする。
 - 5 不服申立ては、懲戒処分の効力を妨げない。

（公示）

- 第8条 懲戒処分を行った場合、学長名をもってその旨本学掲示板に公示する。
- 2 公示期間は1週間とする。
 - 3 公示にあたっては、当該学生の氏名及び学籍番号を記載するものとする。ただし、学長の判断により記載しないことができる。

（無期停学の解除）

- 第9条 学生部長は、無期停学処分を受けた学生について、反省の程度及び学修意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認められた場合、その旨学長に対し、上申することができる。
- 2 学長は、前項の処分解除の上申を受けた場合、教授会の議を経て、無期停学処分の解除を決定することができる。
 - 3 解除の通知については、学生部長が当該学生及び保証人（保護者）等に対し、懲戒処分解除通知書を交付して行うものとする。

（懲戒処分と学籍異動）

- 第10条 学長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申し出があった場合、この申し出を受理しないものとする。ただし、停学又は訓告の決定後に自主退学の申し出

があつた場合、教授会の議を経て、退学を許可することができる。

- 2 停学中の学生が休学を申し出た場合、これを認めないものとする。
- 3 休学中の学生が停学処分を受けた場合、停学期間中の休学を認めないものとする。

(自宅謹慎)

第 11 条 学長は、懲戒処分決定前に当該学生に対して、必要に応じ自宅謹慎の措置を講ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入するものとする。

(停学処分中の指導等)

第 12 条 学科長、学年主任、担任は、停学処分中の学生に対して、定期的に面談等により、教育上の指導を行うものとする。

(改廃)

第 13 条 この内規の改廃は、学長が決定し、理事会に報告するものとする。

附 則

この内規は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

	懲戒対象行為	該当する懲戒の種類
学 内 秩 序 を 乱 す 行 為	セクシャルハラスメント行為	訓告、停学(無期・有期)又は退学
	学内での飲酒	訓告、停学(無期・有期)又は退学
	飲酒を強要し死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合	停学(無期・有期)又は退学
	飲酒を強要し急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合	停学(無期・有期)
	20歳未満の者への飲酒の強要	訓告、停学(無期・有期)又は退学
	学内での喫煙	訓告又は停学(無期・有期)
	危険ドラッグ使用等	停学(無期・有期)又は退学
	本学建物への不法侵入・不正使用・占拠	訓告又は停学(無期・有期)
	本学所有、管理に係る建造物・機器・備品等の損壊、汚損	訓告又は停学(無期・有期)
	学内における政治活動・宗教活動	訓告又は停学(無期・有期)
	学内における反社会的活動で他の学生に影響を与える行為	停学(無期・有期)又は退学
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる行為	停学(無期・有期)又は退学
	本学教職員に対する暴力行為等	停学(無期・有期)又は退学
	スマートホン・パソコン等でSNSを使用し不適切な情報・写真等を掲載する行為	訓告、停学(無期・有期)又は退学
	その他、大学の秩序を乱し、学生としての本分に反する行為	訓告、停学(無期・有期)又は退学
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為(未遂を含む)	退学
	薬物犯罪行為(麻薬・覚せい剤・大麻・向精神薬等の薬物所持、売買、譲渡し、譲受け、仲介、製造、栽培等)	停学(無期・有期)又は退学
	銃砲刀剣類違反、爆発物違反、火薬類違反、毒物違反	訓告、停学(無期・有期)又は退学
	傷害、窃盗、詐欺、横領、恐喝、住居侵入、わいせつ	停学(無期・有期)又は退学
	迷惑防止条例違反(痴漢、盗撮、つきまとい、暴走行為等)	訓告又は停学(無期・有期)
	児童買春・児童ポルノに係る行為	停学(無期・有期)又は退学
	20歳未満の飲酒・喫煙	訓告、停学(無期・有期)又は退学
	ストーカー行為	停学(無期・有期)又は退学
	暴行、脅迫、賭博	訓告又は停学(無期・有期)
	万引き(高額除く)、自転車(高級除く)窃盗・横領	訓告又は停学(有期)
	コンピュータネットワーク上でのサイバー犯罪	停学(無期・有期)又は退学
交 通 事 故	飲酒・無免許・暴走運転等により死亡又は高度な後遺症を伴った交通事故を起こした場合(自転車含む)	退学
	飲酒・無免許・暴走運転等の悪質な交通違反及び交通事故を起こした場合(自転車含む)	停学(無期・有期)又は退学
	死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合(自転車含む)	訓告、停学(無期・有期)
試 験 等	試験等において替え玉受験をした者又は依頼した者	停学(無期・有期)又は退学
	カンニング等の不正行為	訓告又は停学(無期・有期)
	答案用紙を交換した者	訓告又は停学(無期・有期)
	他の者に答案用紙を見せた者	訓告又は停学(無期・有期)
	許可されていないノート、パソコン、参考書等の持ち込み	訓告又は停学(無期・有期)
	監督者の注意、指示等に従わない者	訓告又は停学(無期・有期)

※訓告については、奉仕活動を科すことがある。

※定期試験時の不正に関しては、原則として「埼玉純真短期大学履修規程」の定めに従うものとする。